

国民の権利と財産を守る

法務局

Legal
Affairs
Bureau

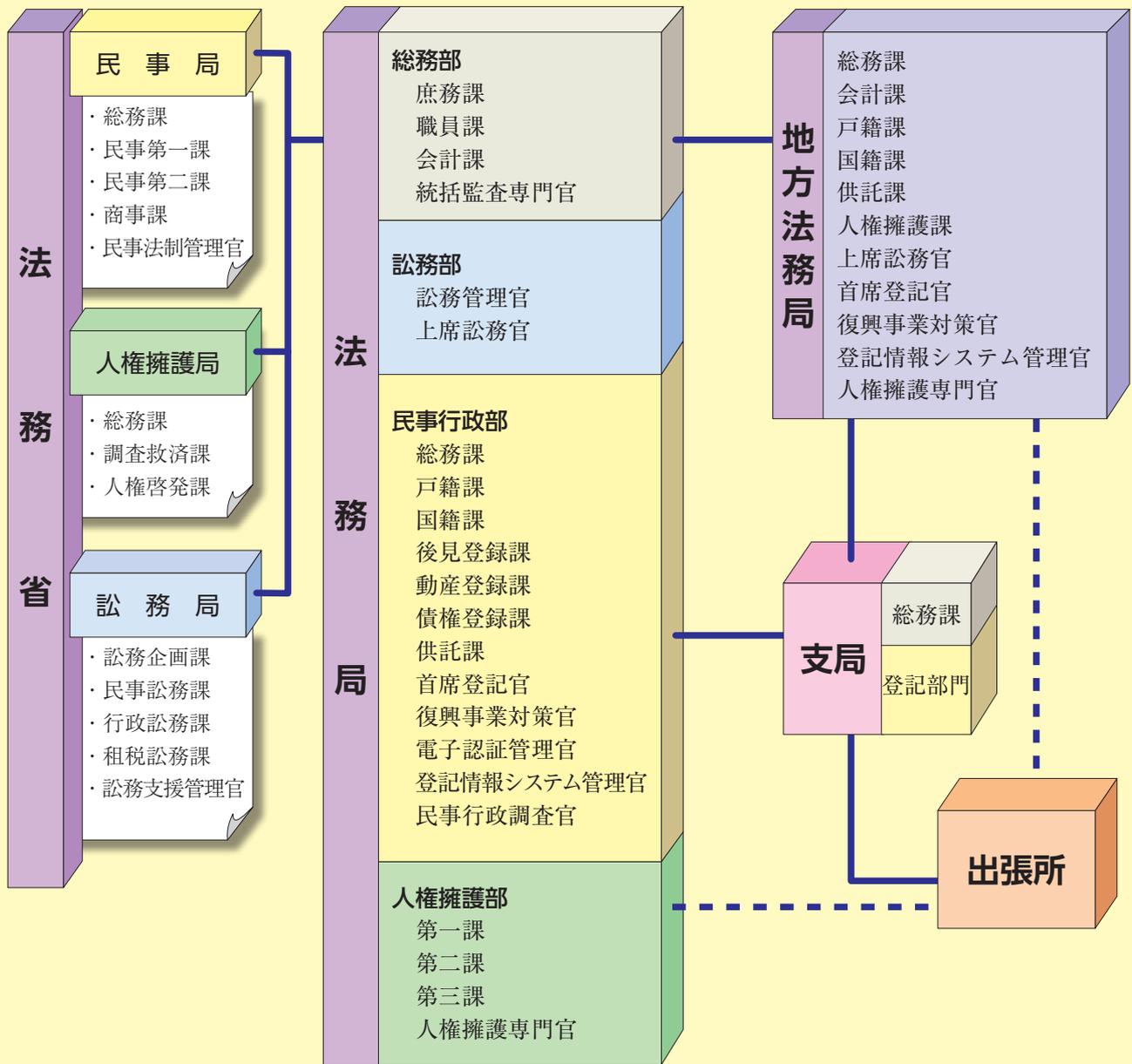
目 次

法務局の組織	3
登記事務 ～資本主義経済の基盤～	4
不動産登記	
相続登記の促進（法定相続情報証明制度）	
登記所備付地図の整備	5
筆界特定制度	
商業・法人登記及び電子認証制度	6
動産譲渡登記・債権譲渡登記	
成年後見登記	
戸籍・国籍事務 ～日本国民の証～	7
供託事務 ～預けて安心～	
人権擁護事務 ～基本的人権の尊重～	8
訟務事務 ～国を当事者とする訴訟等の適正な処理～	
くらしの中の法務局	9
法務局における一般的なキャリアパス	10
研修制度	11
キャリアステップ	12
仕事と育児の両立支援制度の活用	14
ワークライフバランスの充実	15

～法務局の沿革～

- ◆ 昭和 22 年 5 月 3 日 新憲法、裁判所法施行
裁判所から「司法事務局」として独立
 - ・ 「戸籍、登記、供託、公証、司法書士等に関する事務」を所掌する行政機関として発足
- ◆ 昭和 24 年 6 月 1 日
「法務局及び地方法務局」と改称
 - ・ 昭和 24 年 6 月 1 日
「訟務及び人権擁護に関する事務」が所掌事務に加わる。
 - ・ 昭和 25 年 7 月 1 日
「国籍に関する事務」が所掌事務に加わる。
 - ・ 昭和 35 年 4 月 1 日
「表示に関する登記の事務」が所掌事務に加わる。
- ※ 昭和 25 年 7 月 31 日、「土地台帳及び家屋台帳に関する事務」として税務署から移管されたが、台帳と登記簿が一元化され、表示登記制度が創設された。
- ※ 平成 10 年に債権譲渡登記、同 12 年に成年後見登記及び商業登記に基礎を置く電子認証、同 17 年に動産譲渡登記、同 18 年に筆界特定の各事務を所掌事務に加える。

法務局の組織



東京法務局

不動産登記

【概要】

不動産登記とは、私たちの大切な財産である土地や建物の所在・面積のほか、所有者の住所・氏名などについて、民法や不動産登記法に精通した登記官(法務局職員)が登記簿に記録し、一般公開する制度です。登記事項証明書は、手数料を納めれば、誰でも請求することができます。

登記事項証明書の見本

●所有権の移転の登記

土地や建物を買って自分が所有者になったということを誰にでも主張できるようにするための登記



●抵当権の設定の登記

土地や建物を担保にして銀行などからお金を借りるときに設定する登記



このように、不動産に関する情報を登記簿に記録し、公示することで、国民の権利の保全を図り、不動産の取引の安全と円滑を図っています。

相続登記の促進 (法定相続情報証明制度)

【相続登記がされていない問題について】

相続登記が放置されているため、所有者の把握が困難となり、まちづくりのための公共事業が進まないなどのいわゆる所有者不明土地問題は全国に広がっており、社会的関心を集めています。また、相続登記未了は、適切な管理がされていない空き家の増加の要因の一つとの指摘もあるため、法務局においては、相続登記の促進に向けて、各種取組を行っています。

相続登記とは

- ・不動産の所有者(登記名義人)が死亡した際に行う所有権の移転の登記のことです。
- ・法定の相続分による場合、遺言に基づく場合、遺産分割協議に基づく場合などがあります。

具体的な方策の一つとして...



【法定相続情報証明制度】

相続人が、戸籍関係書類等とともに法定相続情報を記載した一覧図を法務局に提出すると、その記載内容を登記官が確認して対外的に証明するという制度です。

本制度を利用する相続人に、相続登記のメリットや放置することのデメリットを登記官が説明することなどを通じ、相続登記の申請を促していきます。また、相続登記の申請の際の事務的負担の軽減及び民間も含めた様々な相続手続の重複をなくすことができ、社会全体のコストの削減も期待できるものです。

登記所備付地図の整備

【登記所備付地図とは】

登記所には、土地の位置や形状、筆界（土地と土地の間の境界線）を明確にするため、精度の高い測量の成果に基づき作成された地図を備付けるものとされており、この地図を、登記所備付地図といいます。

なお、登記所備付地図のない地域においては、地図に準ずる図面（いわゆる「公図」）が備え付けられています。

公図とは

公図とは、土地の形状や地番が書かれているものの、精度が高いとはいえない図面の俗称であり、その多くは明治時代の地租改正により作成された図面（旧土地台帳附属地図）です。

【地図を作るメリット】

○都市の再開発が進み、大規模商業施設等が増えて、経済活動が活発になります。

○大規模災害が起こった場合であっても、土地の買収が容易になり、復旧・復興事業を迅速に行うことができます。

○隣地との境界が明確になるため、隣人との境界争いが起きる心配がありません。

【登記所備付地図の整備の概要】

1 登記所備付地図作成作業（従来型作業）

全国の人口集中地域を対象（10 か年、合計 200km²）

2 大都市型登記所備付地図作成作業（大都市型作業）

地図の整備が特に困難な大都市や地方の拠点都市を対象とした地図作成作業（10 か年、合計 30km²）

（具体例）

○2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設

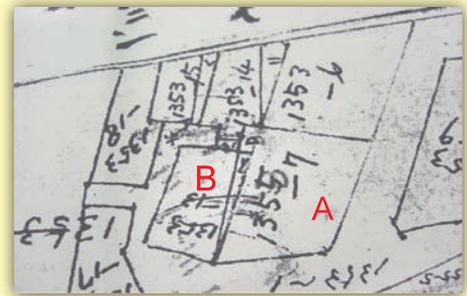
○大規模商業・産業施設

○リニア中央新幹線等の公共インフラの経済的効果の高い施設等の整備予定地域周辺で実施

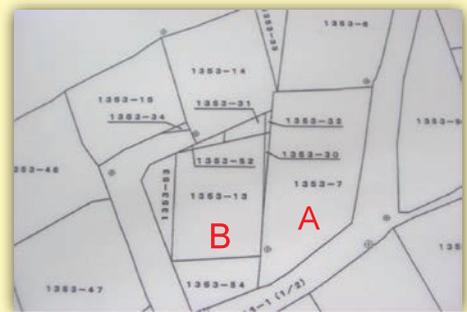
3 震災復興型登記所備付地図作成作業（復興型作業）

東日本大震災の被災地を対象（3 か年、合計 9 km²）

公 図



登記所備付地図



筆界特定制度

【概 要】

筆界特定制度とは、土地の筆界をめぐる紛争の予防・早期解決に資するため、筆界特定登記官が現地における筆界の位置を判断する制度です。

【制度の特色】

○裁判より簡易迅速に筆界を特定

○土地家屋調査士等の専門家の関与による中立・公正な判断

○関係人に対する意見陳述の機会の付与による手続保障の充実

○資料収集・調査を法務局が行い、申請人の負担を軽減



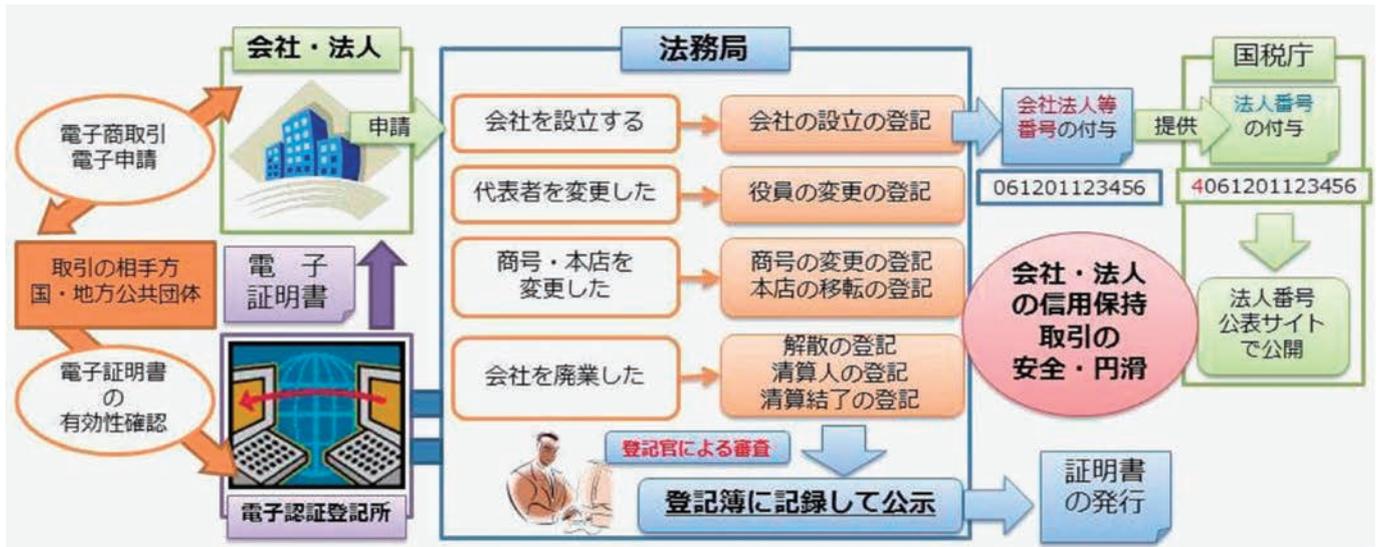
商業・法人登記及び電子認証制度

【商業・法人登記とは】

会社・法人は、設立の登記をすることによって成立し、法人格が与えられます。そして、商号や代表者名など、会社・法人の重要な情報を登記簿に記録して公示しています。これにより、会社・法人の信用を維持し、取引の安全と円滑を図る役割を果たしています。

【電子認証制度とは】

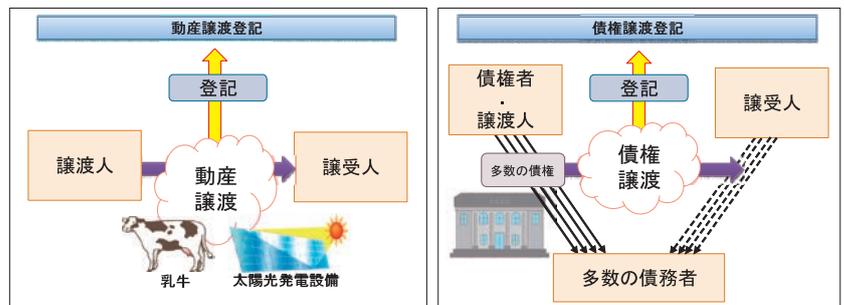
近年、インターネットを利用した電子商取引や電子申請が増加していますが、法務局では、商業・法人登記の情報に基づき、会社・法人の代表者等が電子情報を作成したことを証明するための電子証明書を発行し、電子取引社会における会社・法人の認証基盤としての役割を果たしています。



動産譲渡登記・債権譲渡登記

【概要】

動産譲渡登記は法人がする動産（在庫商品、機械設備、家畜等）の譲渡について、債権譲渡登記は法人がする金銭債権の譲渡について、民法の特例として第三者対抗要件となるものであり、動産や債権を利用した企業の資金調達の円滑化に貢献する役割を果たしています。



成年後見登記



【概要】

成年後見制度は、認知症などの理由により判断能力の不十分な本人（被後見人等）に代わって、後見人が財産管理や各種契約等の法律行為をすることなどによって、本人を保護・支援する制度です。

成年後見等が開始した場合には、東京法務局において成年後見登記がされ、この登記に基づいて、全国の法務局では成年後見登記に関する証明書を発行しています。

戸籍・国籍事務 ～日本国民の証～

【戸籍事務とは】

戸籍制度は、日本国民の一人一人について、その出生から死亡に至るまでの親族関係を登録し、公証する唯一の制度です。戸籍事務は、市区町村で取り扱われますが、全国統一的に処理されるよう、法務局では、管轄区域内の市区町村に対し、助言、勧告、指示等を行っています。

【国籍事務とは】

法務局では、外国人の帰化許可申請などの受付、審査など、国籍に関する業務も行っています。日本国籍を有することで、参政権が認められ、公務に就任できるなど、外国人とはその法的地位に大きな違いがあり、国籍に関する業務は極めて重要なものです。



～無戸籍者解消に対する取組～

日本国民は、出生届が提出されることによって戸籍に登録されることとなりますが、様々な理由により出生届が提出されることなく、戸籍に登録されていない方（無戸籍者）がいます。無戸籍者は、各種行政サービスが受けられないなどの不利益があることから、早期に無戸籍状態が解消されることが望まれています。

法務局における無戸籍者解消の取組等については、法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html) においても紹介しています。

供託事務 ～預けて安心～

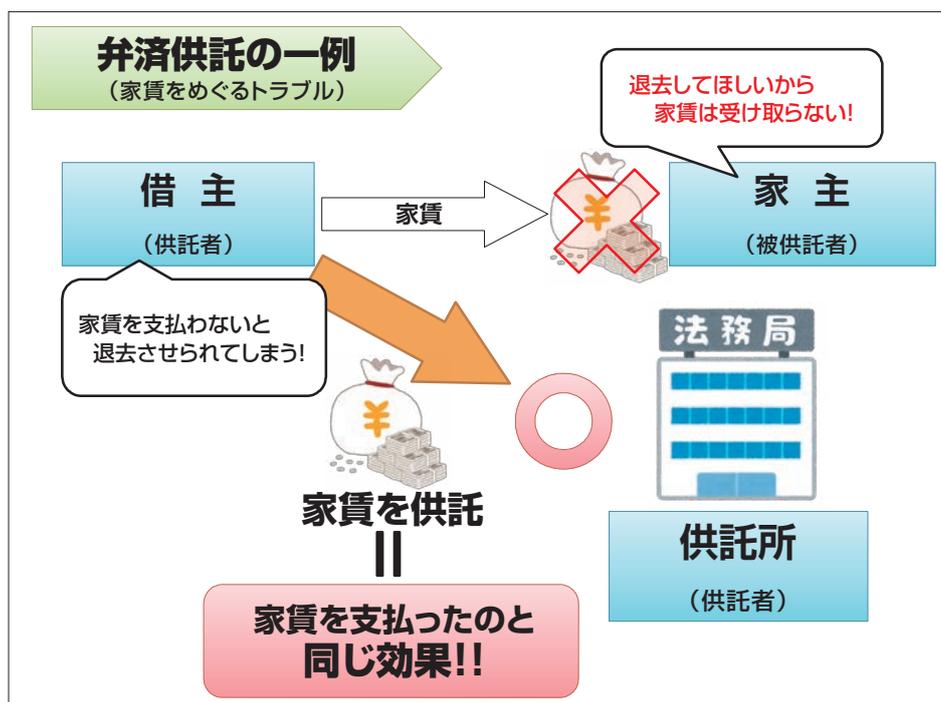
【概要】

供託とは、供託者が、ある目的（債務の弁済など）をもって、金銭などを供託所（法務局）に提出し、最終的に供託所がその財産をある人（被供託者）に取得させることによって、その目的を達成させるための制度です。

【供託の種類】

供託には、弁済と同じ効果が生ずる弁済供託を始めとして、様々な種類（一定の営業を行うに当たって必要とされる営業保証供託や選挙に立候補するためにする選挙供託など）があります。

これらの供託は、いずれも国民の権利保全や紛争予防等のために、重要な役割を果たしています。



人権擁護事務 ～基本的人権の尊重～

【概要】

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱の一つ。人権の擁護は、全ての人の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指す取組です。



啓発ビデオ「インターネットと人権 加害者にも被害者にもならないために」

子どもの人権 SOS
ミニレター（小学生用）



【活動内容】

法務局では、全国の約 14,000 人の人権擁護委員と連携して、人権侵害による被害者の救済を図る調査救済活動や、人権尊重の理念を広めるための人権啓発活動などを行っています。

訟務事務 ～国を当事者とする訴訟等の適正な処理～

【概要】

訟務とは、国を当事者とする訴訟等について、国を代表し、国の立場から裁判所に対する申立てや主張・立証などの活動を行うことをいいます。

訟務事務を行う法務局の職員は、国の指定代理人として、法と証拠に基づいた適正な訴訟活動を行います。また、行政庁からの求めに応じて、政策実行前の段階から、提訴リスクや敗訴リスクに関する法的助言を行うことで、紛争を未然に防止するための活動（予防司法支援）も行っています。

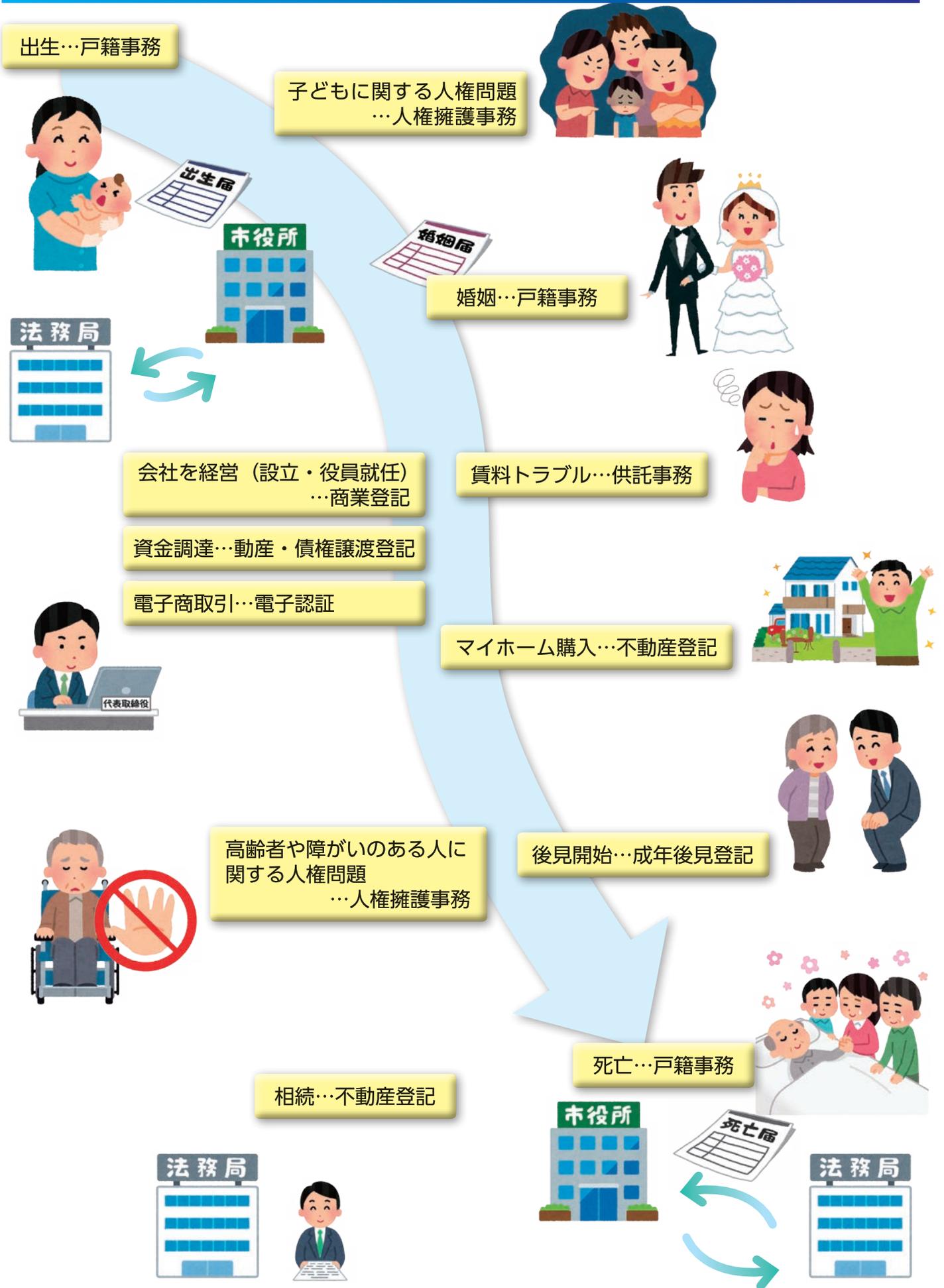
このように、訟務は、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する重要な役割を果たしています。

【具体的な訴訟の例】

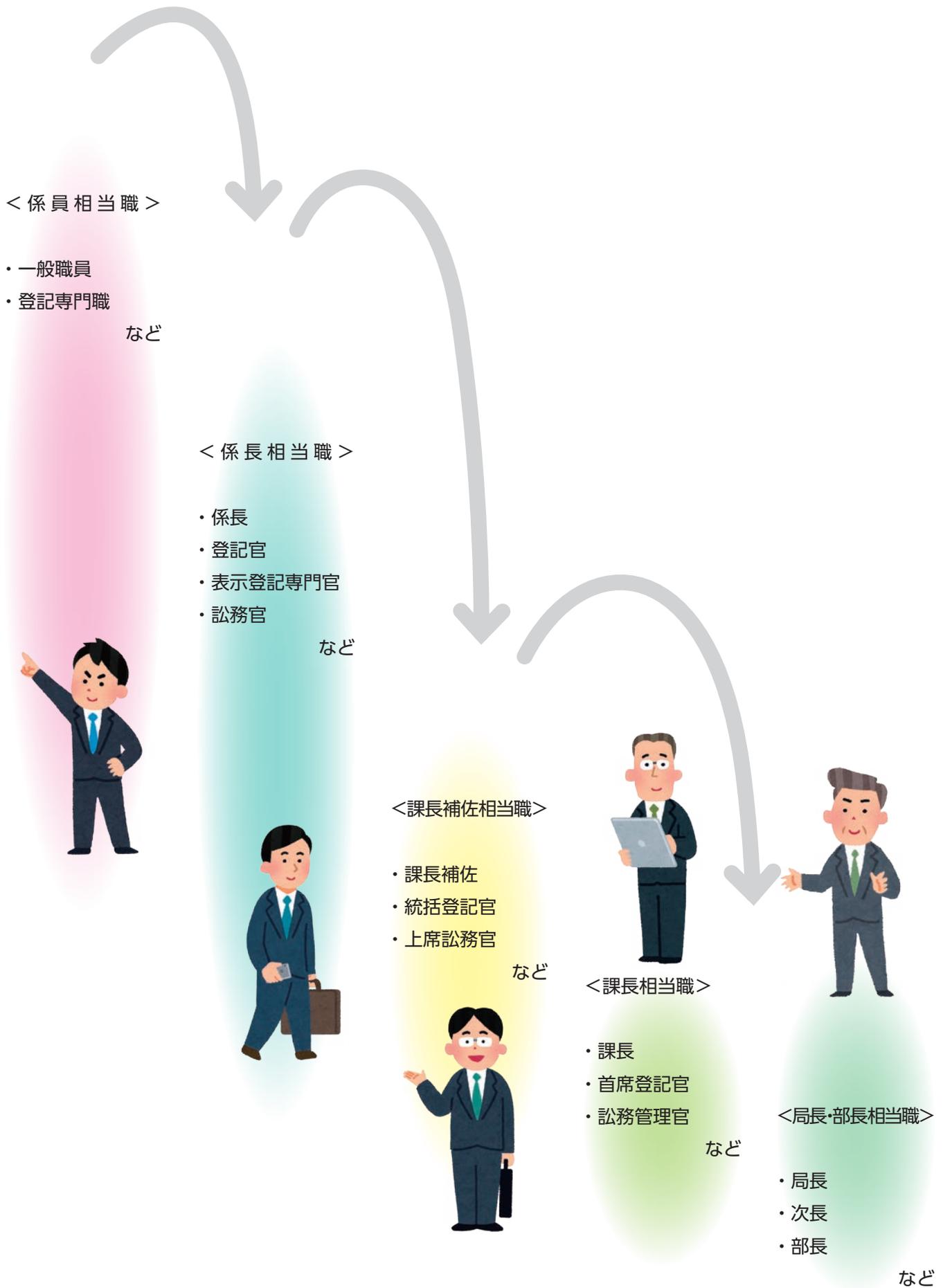
- ・ アスベスト訴訟
- ・ 原爆症認定訴訟
- ・ 基地関係訴訟
- ・ 水俣病関係訴訟
- ・ C 型肝炎訴訟
- ・ B 型肝炎訴訟
- ・ 原子力関係訴訟
- ・ 福島原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟
- ・ 諫早湾干拓関係訴訟
- ・ マイナンバー訴訟



くらしの中の法務局



法務局における一般的なキャリアパス



研修制度

~20
台

地方
研修

<初等科研修> (約1か月間・一般職(高卒者):採用後1年以内)
法務局職員としての心構え, 新任職員として必要な基礎的法律知識・技能の修得



<中等科研修> (約2か月間・一般職(大卒程度):採用後1年以内,
一般職(高卒者):初等科研修修了後4年経過後)
法務局職員としての心構え, 中堅係員として必要な基本的法律知識・技能の修得



<専修科研修> (約2か月間・中等科研修修了後5年経過後)
指導的立場の中堅職員として必要な法律知識・技能の修得, 社会的識見の涵養



<高等科研修> (約3か月間)
将来の幹部職員として必要な高度の法律知識・法律的素養の修得, 社会的識見の涵養

<中央測量技術講習> (約5か月間)
不動産の表示に関する登記及び筆界特定の事務並びに登記所備付地図の作成作業について中心的役割を担い得る者の養成

<登記専攻科研修> (約1か月間)
登記部門の指導的職員として必要な高度の専門的知識・技能の修得, 社会的識見の涵養

<訟務担当官研修> (約2週間)
訟務担当官として必要な専門的知識・技能を修得



<新任統括登記官研修> (約1週間)
統括登記官として必要な高度の専門的知識・技能の修得

<新任課長研修> (約1週間)
戸籍課長, 国籍課長及び供託課長として必要な高度の専門的知識・技能の修得

<専門科研修> (約2~3週間)
訟務部門及び人権擁護部門の課長級職員として必要な高度の専門的知識・技能の修得

<管理科研修> (約2週間)
課長・支局長等として必要な管理能力の修得



<管理研究科研修> (約1週間)
局長・部長として必要な高度の管理能力の修得



講義形式



セミナー形式

0
台

0
台

中央
研修

0
台



研修所・千葉県浦安市

1年目（新規採用者）

松山地方方法務局不動産登記部門
山影 優介



私は、大学で学んだ法律の知識をいかすことができること、そして、登記、戸籍、供託、人権擁護業務など法務局で取り扱う全ての業務が社会や経済基盤を支え、また、国民の生活に密着していることに魅力を感じ、法務局を志望しました。

現在、私は、松山地方法務局不動産登記部門において、不動産登記申請の受付事務を担当しています。私は、採用1年目ですが、来庁されるお客様にとっては、私が新人職員であるかどうかは関係なく、私の対応が法務局の対応としてとらえられるので、誤りがないことはもちろん、お客様に分かりやすく説明するよう心掛けています。登記事務は、法律に基づいて処理を行いますので、根拠となる条文等を正しく理解することが必要です。まだまだ分からないことばかりですが、上司や先輩が親切・丁寧に教えてくださり、仕事を通じて見識を広げることができるので、日々、自分の成長を実感できる職場だと思っています。

少しでも法務局の業務に興味をお持ちの方は、是非法務局の業務説明会にお越しください。やる気にあふれる皆さんと同じ職場で働けることを楽しみにしています。

1年目（新規採用者）

大阪法務局訟務部民事訟務部門
小山 奈々



私は、大学で法律を学ぶにつれ、紛争を未然に防ぐ登記や、個人の人権を守る業務など、幅広い業務を扱う法務局に魅力を感じ志望しました。法務局の業務は、私達の生活に密接な関わりがあります。その業務を通して、国民生活を支える一員でありたいと考えました。

私は現在、国の指定代理人として訴訟活動を行う訟務部に配属され、裁判所に提出する書面を作成したり、実際に出廷したりしています。訟務制度について詳しく知らなかった私は、配属当初、不安もありましたが、勤務してみると、分からないことがあっても上司や先輩方に気軽に相談でき、一から丁寧に教えてくださるので、安心して業務に取り組むことができます。極めて重要な訴訟に携わり、責任や緊張も大きいですが、大きなやりがいを感じています。

社会に出て働く上で、職場の環境というものはとても大切だと思います。法務局は職場の雰囲気明るく、先輩方は温かい方ばかりで、とても働きやすい職場です。

是非、業務説明会や官庁訪問で、法務局の魅力を感じてください。皆さんと共に仕事ができることを楽しみにしています。

6年目（係員級）

札幌法務局会計課
川口 拓也



私は現在、札幌法務局会計課に所属し、主に物品の調達業務を担当しています。具体的には、職員が日々の業務で使用するペンや消しゴム等の消耗品であったり、机、いす等の備品の購入を行っています。

会計課の業務は登記等の業務とは異なり、直接お客様と触れ合う機会が少なく、裏方的な業務がほとんどですが、自分たちが縁の下の力持ちとして法務局の業務を裏で支えているという自負を持って業務に取り組んでいます。

私は採用6年目であり、これまでに登記、戸籍、供託、人権、会計の業務を経験してきましたが、どの業務もとてもやりがいがあり、充実した社会人生活を送っています。また、法務局は近い世代の先輩がたくさんいますので、ささいな事でも質問しやすく、とても働きやすい環境にあります。

法務局を目指す皆さんは、これから採用が決まるまで不安な日々が続くことと思いますが、法務局に入り、自分が活躍する姿を想像し、それをモチベーションに試験を乗り越えていただければ幸いです。

是非一緒によりよい法務局を作っていきましょう。

20年目（係長級）

広島法務局庶務課
庶務係長 住田 優子



私は、庶務課において、局長のスケジュール管理、各部署との連絡調整、法務省内の通信ネットワーク回線の運用管理、その他、他の部署には属さない業務を担当しています。

庶務課の所掌する事務は、多岐にわたっており、適正・確実な事務処理を行うためには、各種規程等に精通している必要があります。日々自己研さんに努めなければなりません。各部署の方と意見交換をしながら仕事を進め、局全体のパフォーマンスの向上に関わることのできる、やりがいのある仕事です。仕事を行う際は、自分一人で仕事を進めるのではなく、係長として、リーダーである上司の方針等をメンバーである職員に伝え、チームの目標を明確にし、合理的・効率的に進めるよう心掛けています。また、チーム内のコミュニケーションを密にし、何でも相談できる環境作りも目指しています。

私は、これまで、様々な業務を経験し、その中で、法務局愛にあふれた尊敬できる多くの先輩方と出会い、多くの事を教えていただきました。これは、私の人生の中で大きな誇りとなっています。

31年目（課長級）

岐阜地方法務局
人権擁護課長 佐久間 和美



人権擁護課長は、いじめや児童虐待、インターネットを悪用した人権侵害等、人権問題の解決に向けて、人権相談、調査救済及び啓発活動を効果的かつ効率的に実施するため、各種施策を担当職員に指示するほか、関係機関との協議、調整を進める等の役割を担っています。中でも、「子どもの人権SOSミニレーター」による人権相談業務では、誰にも相談できない子どもの悩みについて、相談を端緒に調査を開始し、被害者の人権救済を図る事案もあり、責任感と使命感をもって業務に当たっています。特に、子どもたちから悩みが解決したとの返信が届いたときは、人権擁護事務を担当して良かったと思う瞬間です。

私たち人権擁護に携わる職員は、人権を擁護するという重要な職務に誇りを持ち、国民の皆様の信頼に応えられるよう、コミュニケーションを大切にしながら、社会情勢の変化に適応したきめ細かい対応を心掛けています。人権擁護事務を担当した職員からは、いずれも、やりがいや達成感を感じることができるとの声を聞いており、若い皆さんにとっても、フレッシュなアイデアや行動力をいかし、意欲を持って取り組んでいただける仕事だと考えます。

40年目（局長・部長級）

仙台法務局長
秦 慎也



私が法務局に入局した40年前は、法務局の業務が多忙を極めた上、コンピュータもなく、全ての事務が人の手によって行われており、工場のような職場であったと記憶しております。

しかし、法務局は、他の行政機関に先駆けて電子化の取組を開始し、今や電子化によって非常にスマートな事務処理が行われています。私は、本省において、登記事務の電子化のためのシステム構築及び立法化に関与させていただきましたが、これは、全ての法務局職員が一体となって、前向きに、かつ、柔軟な発想で、取り組んできた成果でもあったと思います。

法務局は、法を適用し、国民の皆様の財産と権利を守る重要な役割を果たしていますが、このように、いざ重要な施策が打ち出されると、それに向かって一体となり、モチベーションを上げながら取り組んでいくという、素晴らしい組織でもあります。

法務局の長には、的確かつ迅速な判断により法務局の全ての業務を正しい方向に導くことが求められますが、私自身は、職員が意欲を持って業務ができるような環境作りにも心掛けています。皆さんも、法務局の一員となり、法律実務家のプロとして、充実した人生を歩んでいただけるよう期待しております。

仕事と育児の両立支援制度の活用

東京法務局品川出張所
登記専門職 前田 裕



よく、職場の方々も理解を示して支えてくれる非常に恵まれた環境です。これからも仕事と育児の両立を図り、より充実した日々を送っていきたいと思います。

<実際に利用した制度>

- ・育児短時間勤務（平成28年7月25日～平成28年8月16日）
- ・育児休業（平成28年8月17日～平成28年9月16日）

私は、妻が第二子出産前に1か月ほど入院することになったので、出産前に育児短時間勤務制度を、出産後に育児休業制度をそれぞれ1か月利用しました。

育児短時間勤務の期間は、長女の育児に徹し、朝から家事をこなし、幼稚園に送って行った後、3時間55分の勤務を経て、再び幼稚園に迎えに行くという日々を送っていました。限られた時間に集中して効率的に業務を行い、育児を一人でこなすという日々は、忙しいながらもとても充実していました。

私がこのような充実した日々を送ることができたのは、職場の方々の理解と協力のおかげでした。私の不在時には応援体制を組み、仕事をカバーしてもらい、先輩から「育児休業の期間はたった1か月でいいの？」と声を掛けてもらうなど、安心して制度を利用することができました。

法務局は仕事と育児を両立する上で、その支援制度が充実しているだけでなく、



福岡法務局民事行政部法人登記部門
登記専門職 諫山 真紀



張っていきたいと思います。

<実際に利用した制度>

- ・育児休業（平成27年7月24日～平成28年9月30日）
- ・休憩時間の短縮特例（平成28年10月3日～毎日30分）

私は長男を出産してから約1年2か月育児休業を取得しました。現在は、休憩時間の短縮特例の制度を利用し、息子の保育園の送迎を行っています。

職場復帰するにあたり、心配なことはたくさんありましたが、職場の皆さんの協力をいただきながら仕事をしています。息子の熱が続くととても申し訳ない気持ちになりますが、職場の皆さんの温かい対応と、子育てが落ち着いたら恩返しするぞという気持ちで頑張っています。育児休業前と明らかに違うのは、自由に時間を使えないということです。そこで、いかに効率良く仕事をこなすかということ意識し、時間の使い方を考えて仕事をしています。これも復帰する際に職場の先輩に教えてもらったことです。

法務局には、仕事と育児を両立する人のための充実した制度があり、またそれを利用し、仕事と育児の両立をしてきた先輩がたくさんいます。私も先輩方の作ってくださったこの温かい職場環境で自己研さんに励み、仕事も育児も頑



ワークライフバランスの充実

名古屋法務局訟務部民事訟務部門
田中 友里恵



私は、平成25年4月、岐阜地方法務局に採用された後、平成28年4月に現在の部署に異動となり、入局5年目を迎えました。入局から1年ほどが経過した頃、仕事にも慣れ、何か新しいことを始めてみようと思い、憧れであったバイオリンを購入し教室に通うことにしました。

最初の頃は、音階しか弾くことができず、曲らしい曲は演奏できませんでしたが、練習を続けていくと、クラシックやポップスなどのいろいろな曲が演奏できるようになり、今では毎週末のレッスンがとても楽しい時間となっています。

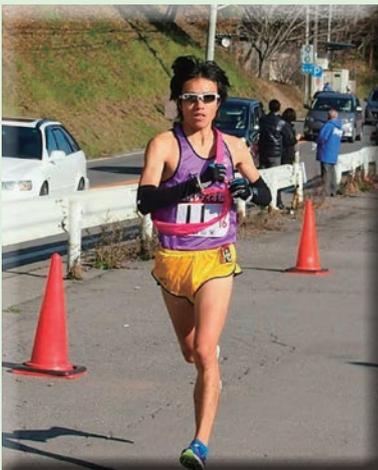
バイオリンを始めたことで、発表会に参加したり、友人の結婚式で余興をしたりと、趣味での目標もでき、仕事に対しても良いモチベーションとなっています。

また、毎週水曜日の定時退庁日にはヨガをしてから帰宅したり、夏には1週間程度の休暇を取得し、国内外へ旅行へ出掛けたりなどして、心身のリフレッシュを図っています。

私は、現在の部署が3部署目になりますが、どの部署もワークライフバランスを大切にしようという雰囲気があり、とても働きやすい職場だと感じています。



長野地方法務局供託課
供託係長 滝澤 高太郎



私は、法務局に採用されて15年目になりますが、仕事をする上で大切にしていることの一つに、「私生活の充実」があります。職場を出たら仕事のことは忘れて好きなことに没頭する時間を持つことが、仕事への活力につながると考えているからです。

私には、釣りやスキーやアウトドアといった趣味がありますが、8年ほど前から健康のためにランニングを始めました。やがて本格的に陸上競技を始めることになり、現在は市の駅伝部に所属しています。合同練習の日は、仕事を早く切り上げて練習に励み、オンとオフの切り替えを心掛けるようになりました。

休日は、地区の小さな駅伝大会から、県内の競技会、ロードレースと幅広く大会に参加していますが、職場の方の理解もあり、休暇を取得して県外の大きな大会に参加することもあります。職場の応援も、充実した社会生活の追い風になっています。

目標とする大会から逆算して練習の計画を立てるのは、仕事にも通じるものがあると思います。法務局は、自分のスタイルを確立し、充実した毎日を過ごせる職場です。



詳しくは

法務局

検索

局名	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
東京法務局	東京都	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎	102-8225	(03) 5213-1234
横浜地方法務局	神奈川県	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎	231-8411	(045) 641-7461
さいたま地方法務局	埼玉県	さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	338-8513	(048) 851-1000
千葉地方法務局	千葉県	千葉市中央区中央港 1-11-3	260-8518	(043) 302-1311
水戸地方法務局	茨城県	水戸市三の丸 1-1-42 駿優教育会館	310-0011	(029) 227-9911
宇都宮地方法務局	栃木県	宇都宮市小幡 2-1-11	320-8515	(028) 623-6333
前橋地方法務局	群馬県	前橋市大手町 2-3-1	371-8535	(027) 221-4466
静岡地方法務局	静岡県	静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎	420-8650	(054) 254-3555
甲府地方法務局	山梨県	甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎	400-8520	(055) 252-7151
長野地方法務局	長野県	長野市旭町 1108	380-0846	(026) 235-6611
新潟地方法務局	新潟県	新潟市中央区西大畑町 5191 新潟法務総合庁舎	951-8504	(025) 222-1561
大阪法務局	大阪府	大阪市中央区谷町 2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	540-8544	(06) 6942-1481
京都地方法務局	京都府	京都市上京区荒神口通河原町東入上生州町 197	602-8577	(075) 231-0131
神戸地方法務局	兵庫県	神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2地方合同庁舎	650-0042	(078) 392-1821
奈良地方法務局	奈良県	奈良市高畑町 552	630-8301	(0742) 23-5534
大津地方法務局	滋賀県	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	520-8516	(077) 522-4671
和歌山地方法務局	和歌山県	和歌山市二番丁 2 (和歌山地方合同庁舎)	640-8552	(073) 422-5131
名古屋法務局	愛知県	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	460-8513	(052) 952-8111
津地方法務局	三重県	津市丸之内 26-8 津合同庁舎	514-8503	(059) 228-4191
岐阜地方法務局	岐阜県	岐阜市金竜町 5-13	500-8729	(058) 245-3181
福井地方法務局	福井県	福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎	910-8504	(0776) 22-5090
金沢地方法務局	石川県	金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎	921-8505	(076) 292-7810
富山地方法務局	富山県	富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎	930-0856	(076) 441-0550
広島法務局	広島県	広島市中区上八丁堀 6-30	730-8536	(082) 228-5201
山口地方法務局	山口県	山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2号館	753-8577	(083) 922-2295
岡山地方法務局	岡山県	岡山市北区南方 1-3-58	700-8616	(086) 224-5656
鳥取地方法務局	鳥取県	鳥取市東町 2-302 鳥取第2地方合同庁舎	680-0011	(0857) 22-2191
松江地方法務局	島根県	松江市母衣町 50 松江法務合同庁舎	690-0886	(0852) 32-4200
福岡法務局	福岡県	福岡市中央区舞鶴 3-5-25	810-8513	(092) 721-4570
佐賀地方法務局	佐賀県	佐賀市城内 2-10-20	840-0041	(0952) 26-2148
長崎地方法務局	長崎県	長崎市万才町 8-16	850-8507	(095) 826-8127
大分地方法務局	大分県	大分市荷揚町 7-5 大分法務総合庁舎	870-8513	(097) 532-3161
熊本地方法務局	熊本県	熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第2合同庁舎	862-0971	(096) 364-2145
鹿児島地方法務局	鹿児島県	鹿児島市鴨池新町 1-2	890-8518	(099) 259-0680
宮崎地方法務局	宮崎県	宮崎市別府町 1-1 宮崎法務総合庁舎	880-8513	(0985) 22-5124
那覇地方法務局	沖縄県	那覇市樋川 1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	900-8544	(098) 854-7950
仙台法務局	宮城県	仙台市青葉区春日町 7-25 仙台第3法務総合庁舎	980-8601	(022) 225-5611
福島地方法務局	福島県	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎	960-8021	(024) 534-1111
山形地方法務局	山形県	山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎	990-0041	(023) 625-1321
盛岡地方法務局	岩手県	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第2合同庁舎	020-0045	(019) 624-1141
秋田地方法務局	秋田県	秋田市山王 7-1-3	010-0951	(018) 862-6531
青森地方法務局	青森県	青森市長島 1-3-5 青森第二合同庁舎	030-8511	(017) 776-6231
札幌法務局	最寄りの法務局等	札幌市北区北8条西 2-1-1	060-0808	(011) 709-2311
函館地方法務局	にお尋ねください。	函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎	040-8533	(0138) 23-7511
旭川地方法務局		旭川市宮前1条 3-3-15 旭川合同庁舎	078-8502	(0166) 38-1111
釧路地方法務局		釧路市幸町 10-3	085-8522	(0154) 31-5000
高松法務局	香川県	高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎	760-8508	(087) 821-6191
徳島地方法務局	徳島県	徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎	770-8512	(088) 622-4171
高知地方法務局	高知県	高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	780-8509	(088) 822-3331
松山地方法務局	愛媛県	松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎	790-8505	(089) 932-0888



人権イメージキャラクター
人KEN まもる君

ひとりで
悩まず
相談してね



人KEN あゆみちゃん

人権相談 (平日の午前8時30分~午後5時15分)

- ・みんなの人権110番 0570-003-110
- ・子どもの人権110番(通話料無料) 0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン 0570-070-810

